

報告事項力

県立学校における令和2年度使用教科用図書の採択の変更について

県立学校における令和2年度使用教科用図書の採択の変更について、別紙のとおり報告します。

令和3年1月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

別紙

県立学校における令和2年度使用教科用図書の採択の変更について

令和3年1月20日
特別支援教育課

1 経緯

県立特別支援学校高等部における令和2年度使用教科用図書の採択については、令和元年10月定例教育委員会で報告したところですが、その後、倉吉養護学校の教科用図書の採択の追加が必要となりました。

2 追加する採択教科用図書 1校3点（倉吉養護学校、3点）

発行者の番号・略称	図書コード	書名
06-1 偕成社	678	まついのりこ・あかちゃんのほん2集(2) ぱいぱい
28-3 ブロンズ 新社	537	だるまさんが
20-1 童心社		うしろにいるのはだあれ

※「うしろにいるのはだあれ」は一般図書一覧に掲載なし

3 採択の追加が必要となった理由

教科書を使用する場合には、学校は使用する前年度の7月下旬までに鳥取県教育委員会に申請し、鳥取県教育委員会が採択する必要がある。令和2年度に倉吉養護学校で使用する教科書についても前年度のうちに次年度の教育課程を見据えて採択済であったが、追加する3冊の教科書を使用する生徒の保護者から、個別の指導計画の具体的な内容と関連した図書を選定するように強い希望があった。個別の指導計画は生徒の実態や教育的ニーズに応じた連続性のある学びを保障するために、保護者と相談しながら個別の指導計画を作成していたが、成案となるまでに時間を要し、当該指導計画に沿った教科書の選定が教科書採択のスケジュールに間に合わなかった。また、学校としては幅広い教科等で活用できるよう教科書ではなく教材として扱う方がよいと考えたことからこれまで教材として授業等に活用してきた。

この度、作成した個別の指導計画の内容も踏まえて再度検討した結果、教科書として活用することが適当であると判断し、採択を追加することとした。